

江南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市農業委員会が農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱する手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する推進委員の推薦及び募集の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の地区・全域からの推薦
- (2) 団体等からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦及び応募の資格)

第3条 推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、推進委員の委嘱予定日において、次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 法第18条第4項に該当しない者
- (2) 江南市の職員（江南市職員定数条例（昭和29年条例第5号）第1条に掲げる職員をいう。）でない者

(推薦及び応募の方法)

第4条 第2条第1号の規定により推薦する者は、農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式第1）を農業委員会会長に提出しなければならない。

2 第2条第2号の規定により推薦する者は、農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式第2）を農業委員会会長に提出しなければならない。

3 第2条第3号の規定により応募する者は、農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3）を農業委員会会長に提出しなければならない。

(周知)

第5条 農業委員会は、推進委員の募集にあたっては、次に掲げる手続きを通じて農業者等への周知に努めるものとする。

- (1) 市の掲示場（江南市告示式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場をいう。）への掲示

(2) 市の広報紙への掲載

(3) 市のホームページへの掲載

(4) その他、農業委員会会長が必要と認める手続き

(推薦及び応募の状況の公表)

第6条 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。)第12条に規定する推薦及び応募に関する状況の公表は、前条第2号及び同条第3号に規定する方法により行うものとする。

(推進委員候補者の評価)

第7条 農業委員会は、推薦された又は応募した候補者について、江南市農業委員候補者等評価委員会設置要綱(平成29年1月20日施行)に基づく江南市農業委員候補者等評価委員会(以下「評価委員会」という。)に、その評価を求めるものとする。

(推進委員の委嘱)

第8条 農業委員会は、評価委員会の評価結果を受け、推進委員を委嘱するものとする。

(推進委員に欠員が生じた場合の補充)

第9条 農業委員会は、解嘱、失職、辞任その他の理由により推進委員に欠員が生じ、かつ、その数が江南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成28年条例第57号)第3条に規定する定数の3分の1を超える数(以下「欠員限度数」という。)になった場合は、速やかに法、省令及びこの要綱の定めるところにより欠員となる推進委員を補充しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、欠員数が欠員限度数を超えない場合であっても、その運営に著しく支障を来す恐れがあると農業委員会が認める場合も同様とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員の委嘱に関し必要な事項は、農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月20日から施行する。